

事 務 連 絡
平成 21 年 11 月 27 日

各 都道府県 障害福祉関係主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

平成 22 年度の福祉・介護人材の処遇改善事業の取扱いについて

福祉・介護人材の処遇改善事業の実施・運営に当たりましては、多大なご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、先般、11 月 17 日付事務連絡「平成 22 年度の介護職員処遇改善交付金の取扱いについて」（厚生労働省老健局介護保険計画課・振興課発出）において、キャリアパスに関する要件について、今後の事務手続き及びスケジュールの概要が示されました（別紙参照）。

福祉・介護人材の処遇改善事業につきましても、介護職員処遇改善交付金の取扱いにあわせて、平成 22 年度の申請手続きについては、暫定的に現行の事務処理要領に基づいて行うものとし、キャリアパス要件等の設定については、平成 22 年度当初からは適用しないこととします。

なお、福祉・介護人材の処遇改善事業における「キャリアパス要件の取扱い」等については、介護職員処遇改善交付金事業における検討を踏まえつつ、平成 21 年度中に定め、事務処理要領の改正を行う予定です。

各都道府県におかれましては、事業者に対して、平成 22 年度の申請手続きについて、現行の事務処理要領に基づいて行うよう周知を図っていただくとともに、今後の予定等についての情報提供をお願いいたします。

あわせて、管内市町村に対しても、本件についての情報提供方よろしくお願いいたします。

加えて、先般、本事業の都道府県別の申請率等を公表し、11 月 18 日付事務連絡「福祉・介護人材の処遇改善事業申請における添付資料の簡素化について」において、申請率向上を図るため、本助成金の活用促進に向けた取り組みをお願いしたところですが、引き続き、さらなる申請率向上に向け、事業者に対する本事業の利用勧奨についてご努力いただきますようお願いいたします。

<照会先>

社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課 福祉サービス係

(代表)03-5253-1111 (内線 3036・3091)

(夜間)03-3595-2528

事務連絡

平成21年11月17日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

振興課

平成22年度の介護職員処遇改善交付金の取扱いについて

日頃より、介護保険制度の円滑な実施にご協力いただきありがとうございます。

また、介護職員処遇改善交付金の運営に当たりましては、大変お手数をおかけしており感謝申し上げます。

さて、介護職員処遇改善交付金につきましては、平成22年度実施分から、新たに平成21年度介護報酬改定を踏まえた定量的要件を課すことのほか、キャリアパスに関する要件を追加することとしているところですが、本日開催の「全国地域包括ケア推進会議（第1回）」において、当該要件にかかる今後の事務手続き及びスケジュールの概要を公表しましたので別添のとおりお知らせいたします。

平成22年度の申請手続きについては、暫定的に現行の実施要領に基づいて行うものとし、キャリアパス要件等の設定については、平成22年度当初からは適用しないこととします。

各都道府県におかれましては、事業者に対して、平成22年度の申請手続きについて、現行の実施要領に基づいて行うよう周知を図っていただくとともに、今後の予定等についての情報提供をお願いいたします。

あわせて、管内市町村に対しても、本件についての情報提供方よろしく願いいたします。

【照会先】

振興課基準第一係

（直通）03-3595-2889（内線）3983

平成 22 年度における介護職員処遇改善交付金事業スケジュール (案)

① キャリアパス要件の設定及びキャリアパスの仕組みの普及支援策について

- 年内を目途に主な介護事業者団体・有識者等にお集まりいただき、「キャリアパスに関する懇談会 (仮称)」(以下「懇談会」という。)を開催する。
- 懇談会においては、介護事業者団体よりキャリアパスに関する現状の取り組み状況や介護の職場における多様な課題についてご提示の上、意見交換をしていただく。
- また、懇談会の開催以降、介護事業者団体からキャリアパスモデルをご提供いただき、随時、全国の介護事業者の皆様に情報提供を行い、キャリアパスの仕組みの導入の普及のための支援を行う。
- なお、キャリアパス要件については、小規模事業所でも十分対応できるようにするべきではないか、との意見があるところ。
- 交付金事業における「キャリアパス要件の取扱い」等については、懇談会の内容等を参考としつつ、厚生労働省において、平成 21 年度中に定め、運営要領の改正を行う。

② 今後の事務手続きについて

平成 22 年度の交付金事業のスケジュールについては、次のようなことを考えており、各事業者におかれては、介護職員の処遇改善のため次年度以降も積極的な交付金事業の活用をお願いしたい。

- 平成 22 年度の対象事業者の申請手続きについては、暫定的に現行要領のまま行うものとし、キャリアパス要件等の設定については、平成 22 年 2 月サービス分からの適用とはしない。
- 適用時期については、おってお知らせするが、労使交渉 (一般的には 4 月以降) の時期等も踏まえつつ、現場の混乱のないよう周知期間等を設ける等、適切な配慮を行う。
- 各事業者におかれては、平成 22 年度の申請手続きの後に、キャリアパス要件に関する届出が必要になるが、その手続きについては可能な限り簡素化を図る等、一定の配慮を行うことを考えているので、ご協力方よろしくお願いしたい。

今後のスケジュール (イメージ図)

